

国土交通省より各種制度に係る周知依頼が次のとおりございましたので、ご案内申し上げます。

◇「不動産の売買取引における重要事項説明書等の書面の電子化に係る社会実験の開始及び賃貸取引における書面の電子化に係る社会実験の実施期間の延長」について

「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」の議論を踏まえ、売買取引における重要事項説明書等の書面の電子化に係る社会実験を新たに開始するとともに、令和2年9月から実施している賃貸取引における重要事項説明書等の書面の電子化に係る社会実験が延長されております。また、社会実験の対象に宅地建物取引業法第34条の2(媒介契約)に関する書面が追加されます。本件に関しては国土交通省のHPに掲載されております。

◇「不動産の売買取引に係る重要事項の説明にオンラインを活用する場合における宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正」について

令和3年3月30日から、宅地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買若しくは交換の代理若しくは媒介に係る重要事項の説明を、オンラインによって行うことが可能となり、これに伴い、国土交通省において宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方(ガイドライン)について改正を行い、令和3年3月30日から施行されました。詳細につきましては、国土交通省のHPに掲載されております。

◇既存住宅状況調査技術者検索サイトの公開について

既存住宅に係る調査に関し、現行では既存住宅状況調査のほか、瑕疵保険の現場検査、フラット35物件検査など複数存在し、これらの検査を実施する技術者情報が一元化されていないことといった課題が指摘されており、このような課題を踏まえ、依頼者の目的に応じた技術者とのマッチングが可能となるよう、今般既存住宅状況調査、瑕疵保険の現場検査、フラット35物件検査を実施できる技術者を一括して検索できる既存住宅状況調査技術者検索サイトが一般社団法人住宅リフォーム推進協議会により公開されました。同サイトでは、対応可能検査のほか、対応エリア、事業者名等により、技術者を検索できるシステムとなっておりますので、既存住宅の売買や仲介を行う際の技術者検索にご活用ください。

＜既存住宅状況調査技術者検索サイト＞

URL <https://kizon-inspection.jp/>

◇特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う基準日届出等の様式に係る押印の廃止について（国土交通省事務連絡）

押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条又は第12条の規定に基づく基準日の届出等の様式についても押印を要しないこととされました。

◇「低未利用地土地の譲渡に係る所得税及び住民税の特例措置に係る事務」について

低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る事務について、宅地建物取引業者が記入する様式において、宅地建物取引業者及び買主の押印を廃止するほか所要の改正が行われ、令和3年4月1日から適用されることとなりました。

◇印紙税非課税措置について

平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方(被災者)が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。今般次の区域が追加されました。

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令 3 ・ 2 . 13	令和 3 年福島県沖を震源とする地震	・ 福島県伊達郡桑折町 ・ 福島県相馬郡新地町

※自然災害とは、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号の政令で定める自然災害をいいます。

◇新型コロナウイルス感染症に係る対応について

住居確保給付金の再支給の予定につきまして、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について」が発出されており周知依頼がございましたのでご案内致します。

◇生活に困窮する学生等に対する配慮について（国土交通省事務連絡）

これまでも学生等の住まいに関して配慮されているものと承知しておりますが、引き続き、学生等が今般のコロナ禍にあっても安心して学業に専念し、社会に巣立って行けますよう、生活に困窮する学生等に対し、その置かれた状況に十分配慮した丁寧な対応をお願いしたい旨、周知依頼がありましたのでご案内申し上げます。

ガスパイプライン事故防止のお願い

— (株)INPEX・帝石パイプライン(株) —

パイプライン埋設地におきまして各種工事が実施される場合は、工事関係者各位に対し「事前協議・立会・試掘など」をお願いしておりますが、現状では事前連絡のない工事、いわゆる「未照会工事」が年間で 70 件程度発生している状況にあり、弊社ではこれを無くすため毎年「未照会工事防止活動」に取り組んでおります。万一、パイプラインが損傷を受けた場合**重大災害の発生に繋がるおそれ**があり、仮に重大災害を免れても、道路通行規制や火気使用禁止措置等により周辺地域住民の皆様にご迷惑をかけることになります。

かかる事情をご賢察いただき、パイプライン事故防止のため、各管理者・占有者・施工事業者等工事関係者各位のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

パイプライン埋設地で「**道路・ガス・上下水道・電気・通信・標識設置等**」の各種工事を**実施する際は、工事内容にかかわらず事前に下記宛にご連絡**くださいますよう重ねてお願い申し上げます。(パイプラインが縦断埋設されている道路内では、原則として車線の如何に関わらず事前協議の対象とさせて頂きたいと存じます。)

【パイプラインに関するお問い合わせ、立会いのご連絡】

国際石油開発帝石株式会社 (INPEX CORPORATION)

帝石パイプライン株式会社

フリーダイヤル 0120-06-2143

令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

～令和3年5月1日から9月30日～

— 新潟労働局 —

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(1月15日現在の速報値)を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数919人、うち死亡者数19人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業201件、製造業190件となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値(暑さ指数)を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られています。

すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化や死亡に至ることがないように、キャンペーン期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図るなど、各職場において確実な取組みが行われますようお願い致します。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する

知事指定薬物の新規指定について

— 新潟県福祉保健部医務薬事課 —

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する知事指定薬物として新たに5物質を指定しました。詳しくは新潟県告示第267号をご覧ください。

http://kenpo.pref.niigata.lg.jp/bn/R03_03/0315_g1/g1_20210315.pdf

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律における

指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正について

— 新潟県福祉保健部医務薬事課 —

厚生労働省医薬・生活衛生局長より次に掲げる4物質について、標題の法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した旨の通知がありましたので、お知らせ致します。

新たに指定された薬物

- ① [N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類]
- ② エチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート及びその塩類
- ③ 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イルアセテート及びその塩類
- ④ 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類

【お問い合わせ先】新潟県福祉保健部医務薬事課

薬事指導係 滝川 様 TEL: 025-280-5188



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。
本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

拠点化に伴う事務機能の集約と会員皆様の連絡先について

4月1日より、4拠点事業所にて事務機能を集約し業務を行っております。
これまで通り各支部は存続しておりますが、事務連絡等は下記にお願い致します。

<拠点事業所連絡先>

○新潟事業所（該当支部 新潟支部・西蒲燕支部）

950-0084 新潟市中央区明石 1-3-10 新潟県宅建会館
TEL 025-247-0105 FAX 025-247-0131（担当 地域課）
niigata-takken@niigata-takken.or.jp

○中越事業所（該当支部 長岡支部・三条支部・柏崎支部・魚沼支部・十日町支部）

940-0853 長岡市中沢 4-158-1 新潟県宅建中越会館
TEL 0258-36-8756 FAX 0258-39-5070
chuetsu-takken@niigata-takken.or.jp

○下越事業所（該当支部 新発田支部・新津支部・村上支部）

957-0065 新発田市舟入町 3-5-21
TEL 0254-22-1220 FAX 0254-23-2219
kaetsu-takken@niigata-takken.or.jp

○上越事業所（該当支部 上越支部）

943-0803 上越市春日野 1-3-19 上越宅建会館
TEL 025-521-1184 FAX 025-521-1174
joetsu-takken@niigata-takken.or.jp

<拠点事業所で行う事務等>

- (1) 免許更新、変更届等に係る書類の受付・確認作業
- (2) 宅建取引士法定講習会の受付
- (3) 支部協議会、研修会等の連絡事務
- (4) 不動産フェアの連絡事務
- (5) 入会に関する手続き
- (6) その他、会員各位へのお知らせ等

※免許更新、変更届、法定講習会申込の受付等については、これまで通り県本部に直接お送りいただいても結構です。

（一社）全国賃貸不動産管理業協会 新規会員募集！（入会金無料のチャンスあり）

— （一社）全宅管理 —

全宅管理では「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。また、業の確立に向けた研究・提言等により会員皆様の業務をサポートします。

【入会金・年会費】

- (1) 入会金 20,000 円、年会費 24,000 円（月額 2,000 円×12 ヶ月分）

※年度の途中でご入会いただいた場合、月割り会費が発生します。

- (2) 2021 年度は入会金無料のチャンスです

①新規開業して 2021 年度中に宅建協会に新規入会された会員皆様が、入会日から 1 年以内に全宅管理に入会すると**入会金無料**

②2021 年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に入会申込書を提出すると**入会金無料**

※紹介者が見つからない場合は協会へご相談ください。

【ご入会手続き】

全宅管理のホームページより入会申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき全宅管理あてに郵送、または F A X にてご送付ください。

◆詳細は、全宅管理ホームページをご覧ください。 <http://www.chinkan.jp/>



令和3年度法定講習会のお知らせ

宅地建物取引士法定講習会を下記の日程で開催致します。現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期限をご確認のうえ、受付期間内にお申し込みください。

現在宅地建物取引士証をお持ちの方には、有効期限6ヶ月以内の法定講習会のご案内をお送りしております。また、宅建協会のホームページからも受講申込書等をダウンロードできます。詳しくは宅建協会のホームページの『法定講習会』でご確認ください。

	開催日程	受付期間	会場
第2回	令和3年 6月29日(火)	令和3年 5月26日(水) ~ 令和3年 6月16日(水)	『燕三条地場産業振興センター』 三条市須頃 1-17
第3回	令和3年 9月 1日(水)	令和3年 7月21日(水) ~ 令和3年 8月12日(木)	『ハイズ長岡』 長岡市千秋 3-315-11
第4回	令和3年 11月26日(金)	令和3年 10月20日(水) ~ 令和3年 11月10日(水)	『朱鷺メッセ』 新潟市中央区万代島 6-1
第5回	令和4年 2月2日(水)	令和3年 12月28日(火) ~ 令和4年 1月19日(水)	『ハイズ長岡』 長岡市千秋 3-315-11

※第2回の運営は(公社)全日新潟県本部が行います。但し、書類の受付等は通常どおり新潟県宅建協会で行います。

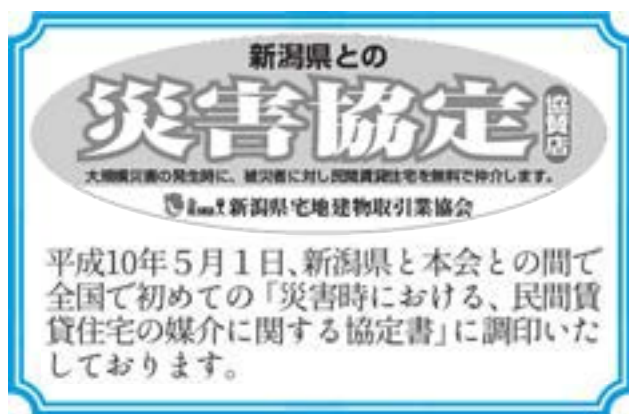
令和3年度定時総会の開催について

【日時】 令和3年5月25日(火)

【場所】 新潟グランドホテル (新潟市中央区下大川前通三ノ町 2230 番地)

※定時総会の資料等につきましては、5月中旬頃にご送付申し上げます。

※今年度も、新型コロナウイルスまん延防止のため、例年総会終了後に開催している、式典・懇親会は中止とさせていただきます。



発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部

〒950-0084

新潟市中央区明石 1-3-10 新潟県宅建会館

電話

025-247-1177

ホームページアドレス

<https://niigata-takken.or.jp>

Eメール

takken@niigata-takken.or.jp

発行人 河端 信雄

編集人 廣川 正通

ホームページ来訪者
3月1日~3月31日迄

7,335名
1日平均236名